

栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)の骨子(案)

I 基本的な考え方

1 目的

原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、市町、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、県民の安全・安心を確保する。

2 策定に当たっての視点

- ・地震、台風等複合災害への対処(通信連絡手段の確保等)
- ・原子力災害の初期段階における即応体制の確保(情報収集・連絡体制の整備)
- ・原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
- ・県民の健康対策、除染・放射性廃棄物の処理等への対処
- ・災害時要援護者への十分な配慮(避難計画の策定等)

II 計画において規定する主な事項

1 総則

- ・尊重すべき指針等
- ・防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等
- ・原子力災害の想定
- ・防災上重要な機関の実施責任等

2 災害予防対策

- ・初動体制の整備
- ・住民等への情報伝達体制
- ・避難活動等体制
- ・住民等の健康対策
- ・モニタリング体制
- ・農林水産物・加工食品等の安全性確保体制
- ・児童生徒等の保健・安全対策
- ・緊急輸送活動体制の整備
- ・住民等に対する普及・啓発活動
- ・防災訓練等の実施

3 災害応急対策

- ・災害対策本部等の設置
- ・情報の収集・連絡活動
- ・住民等への情報伝達
- ・屋内退避・避難収容等
- ・県外からの避難者の受入れ
- ・モニタリング活動
- ・農林水産物等の安全確保
- ・医療活動
- ・児童生徒等の保健・安全対策
- ・緊急輸送活動

4 災害復旧対策

- ・住民等の健康対策
- ・除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理等
- ・風評被害対策
- ・損害賠償